

託送供給等の契約の お手続きについて

平成28年1月27日・1月28日

東京電力株式会社
ネットワークサービスセンター

説明内容

- ◆ 託送供給等の契約のお手続きについて
 - お手続きのご説明
 - 締結が必要となる契約書等一覧
 - お手続きのスケジュール
 - 供給地点明細表および受電地点明細表の取扱い
 - 既存託送分の供給・受電地点特定番号の周知について
 - 承諾書の提出省略について
- ◆ 会社間連系線利用の申込み方法について
 - 概要
 - 会社間連系線利用の種類と申込み方法
 - 連系線利用申込みの流れ
 - 参考
- ◆ F I T 特例制度を選択する場合の注意点
 - 特例バランシンググループの設定および運用
 - スwitching支援システム申込みにおけるF I T特例B G設定の留意点
 - その他
 - 参考

託送供給等の契約の お手続きについて

お手続きのご説明

○既契約者（平成28年3月末時点）

既契約の接続供給契約にもとづき契約更改をしていただきます。
（「計画値同時同量制度」移行、「実需同時同量制度」継続を選択）

- ◆実同時同量を継続 ⇒ 「**接続供給兼基本契約**」への更改 + 必要により「**発電量調整供給兼基本契約**」の締結
 - ※ 実同時同量を継続する場合でも、契約の更改が必要。
 - ※ スポット市場等の J E P X 各種市場への販売および他エリアへの振替には、別途、「**発電量調整供給兼基本契約**」の締結が必要。
- ◆計画値同時同量に移行 ⇒ 「**接続供給兼基本契約**」への更改 + 「**発電量調整供給兼基本契約**」の締結
 - ※ 発電量調整供給契約を締結する事業者さまが別会社の場合等は別途協議。

○新規契約者（平成28年4月1日以降接続供給開始）

「**接続供給兼基本契約**」、あるいは「**発電量調整供給兼基本契約**」の申込みをいただいた後、新規に契約を締結します。

- ※ 供給地点・受電地点ごとの申込みが必要。発電側は接続検討申込（低圧除く）も必要
- ※ 実同時同量は選択できません。
- ※ 4月から接続供給開始をご希望の場合は、2月10日迄の申込みをお願いいたします。

- ◆小売電気事業者：接続供給兼基本契約申込（計画値同時同量）⇒ 「**接続供給兼基本契約**」の締結
- ◆発電事業者：発電量調整供給兼基本契約申込（計画値同時同量）
⇒ 「**発電量調整供給兼基本契約**」の締結

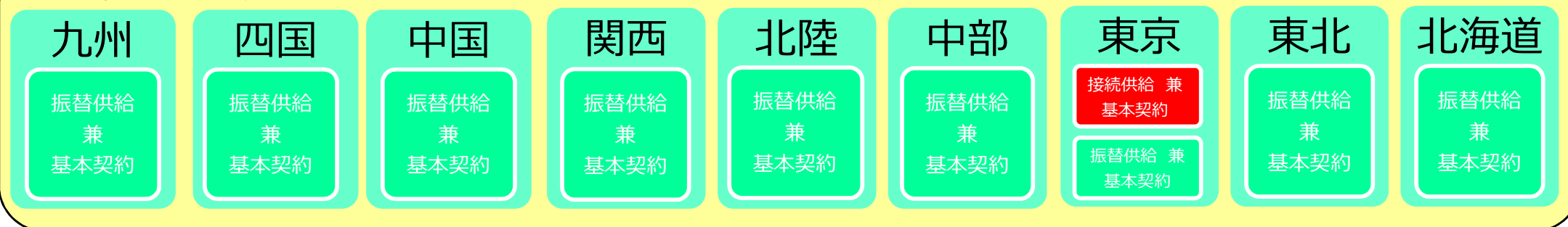
お手続きのご説明

◇「振替供給兼基本契約」について ※既契約者、新規契約者ともに

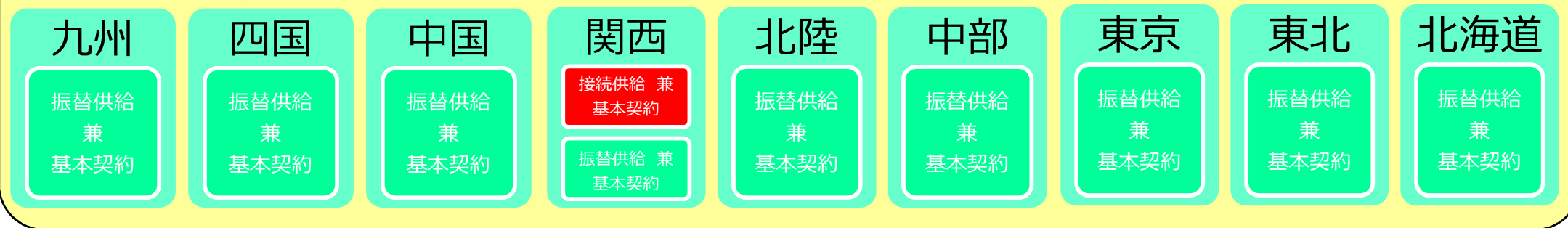
広域機関により、当社エリア外の発電契約者と自動紐付けが行われる可能性があるため、沖縄電力を除く一般送配電事業者と「接続供給兼基本契約」を締結する場合、当社と「振替供給兼基本契約」を締結していただきます。

- ※ 既に振替供給契約を締結している場合でも、契約の更改が必要です。
- ※ スポット市場等の J E P X 各種市場から電気を調達する場合は、予め沖縄電力を除く一般送配電事業者と「振替供給兼基本契約」を締結していただく必要があります。

例：東京エリアで接続供給を実施する契約者が締結する契約



例：関西エリアで接続供給を実施する契約者が締結する契約



締結が必要となる契約書等一覧

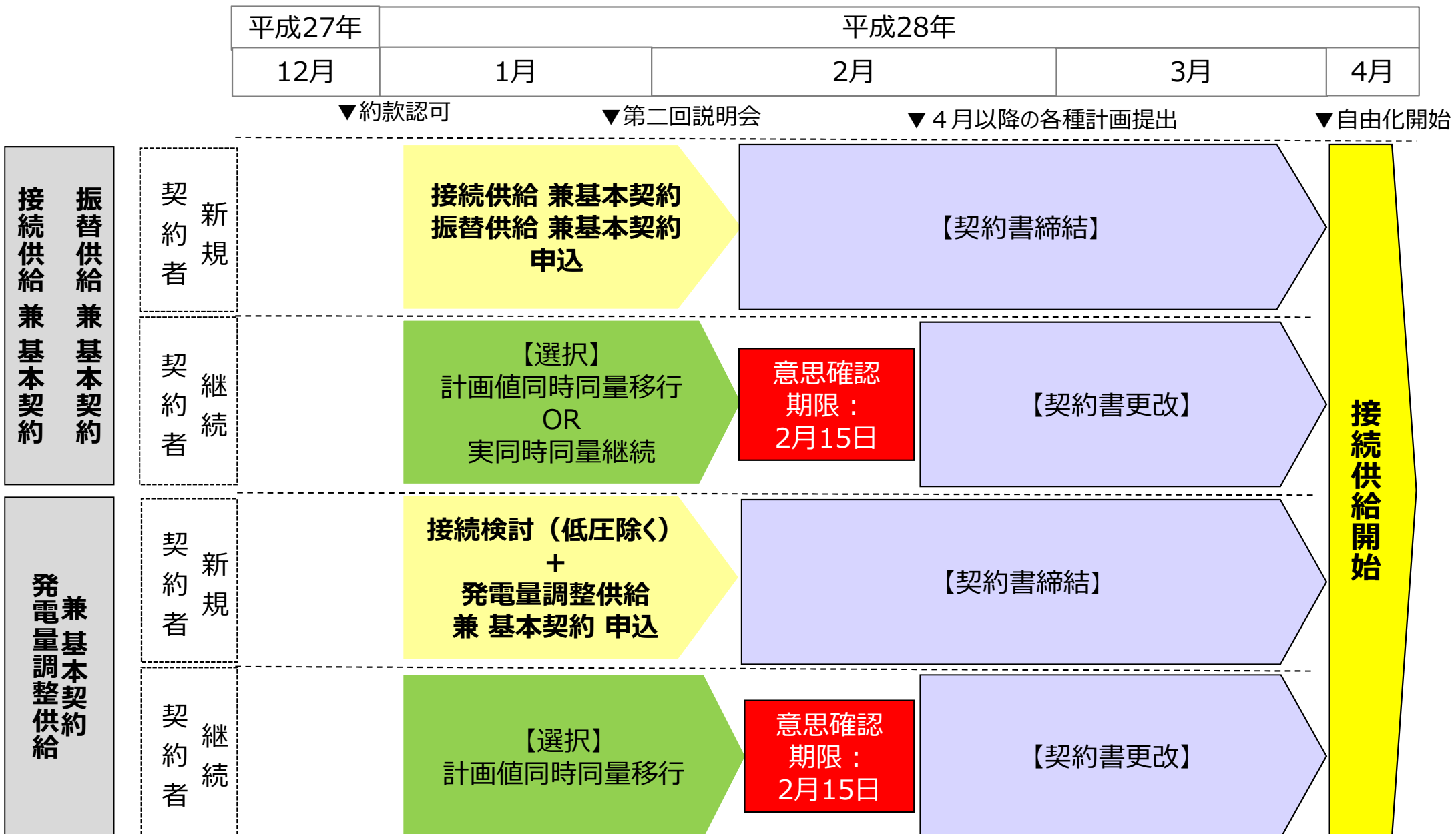
これまで締結していた契約書等は、新制度等を反映し以下の契約書とさせていただきます。
 (現行の既設の契約書等は、原則として再締結させていただきます。)

	平成28年3月31日までの契約書類	平成28年4月1日以降の契約書類
接続供給	接続供給契約書	接続供給兼基本契約書
	スポット取引および時間前取引の接続供給に関する基本契約書	接続供給に関する基本契約覚書
	—	臨時接続送電サービス工事費支払いにかかる覚書
	計量器交換にかかる覚書	計量器交換に係る覚書
	連絡体制に関する確認書	連絡体制に関する確認書
	接続供給契約書別紙 (受電地点・供給地点)	受電地点明細表、供給地点明細表
	スポット補給にかかわる電力受給契約書 (接続)	—※
振替供給	振替供給契約書 (地内振替・中継振替)	振替供給兼基本契約書
	スポット取引および時間前取引の振替供給等に関する基本契約書	振替供給に関する基本契約覚書
	振替供給契約書別表	—
	スポット補給にかかわる電力受給契約書 (振替)	—※
発電量調整供給	—	発電量調整供給兼基本契約書
		受電地点明細表

※発電側のインバランス精算は、発電量調整供給で行うため、不要となります。

お手続きのスケジュール

契約締結・更改 スケジュール概要



供給地点明細表および受電地点明細表の取扱い

託送供給契約に係る供給地点および受電地点の一覧（現行の接続供給契約書別紙、振替供給契約書別表）について、制度変更を踏まえて、以下のとおりご提供いたします。

○接続供給契約（供給地点明細表、受電地点明細表）

		提供時期	提供方法	ファイル形式	記載内容
供給地点	高圧以上	月1回	託送業務支援システム	CSV形式	添付参照 (全国大で記載内容を統一)
	低圧	原則として提供しません			
受電地点 (実需のみ)	高圧以上	月1回			
	低圧	原則として提供しません			

○発電量調整供給（受電地点明細表）

		提供時期	提供方法	ファイル形式	記載内容
受電地点	高圧以上	月1回	託送業務支援システム	CSV形式	添付参照 (全国大で記載内容を統一)
	低圧	原則として提供しません			

○振替供給契約：取扱いを行いません。

既存託送分の供給・受電地点特定番号の周知について

平成28年4月以降の供給地点（受電地点）に係る各種異動申込み・お問い合わせの際、個々の需要者（発電者）を識別・管理する番号として設定される供給地点特定番号（受電地点特定番号）が必要となります。

なお、現在、当社と託送供給契約を締結している契約者への供給地点特定番号および受電地点特定番号の通知は、以下のとおりとなります。

（当社が小売契約を締結している需要者等への通知は、検針票等にてお知らせを行っております。）

対 象	通知方法	通知時期
平成28年1月1日時点で供給または受電している地点	「供給（受電）地点特定番号のお知らせ」にて、通知	H28.1.22通知済
平成28年3月までに開始される分	「供給（受電）地点特定番号のお知らせ」にて、通知	月1回
平成28年4月以降の新規設定、変更※分	「供給（受電）地点特定番号のお知らせ」にて、通知	事象発生の都度

※高圧500kW未満の供給地点が、高圧500kW以上に移行するなどの場合、供給地点特定番号が変更となります。

承諾書の提出省略について

■ 承諾書とは

契約の要件として、

「契約者が、需要者に託送供給等約款における需要者に関する事項を遵守させること」
および

「需要者が託送供給等約款における需要者に関する事項を遵守する旨の承諾をすること」
が規定されており、契約申込み時に、承諾書を提出する必要があります。

(発電者に係る承諾書の場合、需要者を発電者、契約者を発電契約者と読替)

■ 承諾書の提出省略について

上記の承諾書提出は契約者の実務負担が大きいことから、「承諾書の提出省略の取扱いに関する同意書」を予め提出していただくことで、承諾書の提出を省略いただけます。

また、スイッチング支援システムを使うには、事前に承諾書提出省略のお手続きをしていただく必要があります。

「同意書」の内容は下記のとおりです。

- ① 契約者と需要者間の需給契約書等で担保されていること
- ② 契約申込時に、接続供給契約の実施に必要な需要者情報の提供承諾があること
- ③ 電力需給契約書等の写しの提出（一般送配電が提示を求めた場合のみ）

会社間連系線利用の 申込み方法について

◆連系線利用の申込み方法について

連系線利用申込みは、「**受給契約等にもとづく連系線利用**」申込みと従来の「**振替供給契約**」による申込みの2種類の方法があります。

◆受給契約等にもとづく連系線利用について

広域機関へ連系線等希望計画を提出頂きます。契約者は、予め沖縄電力を除く一般送配電事業者と**振替供給兼基本契約**を締結頂きます。

- ※ 転売を含む全ての連系線利用について申込み頂けます。予め、**振替供給兼基本契約**を締結頂ければ、**連系線利用申込み毎の契約締結は不要**です。

◆振替供給契約による連系線利用について

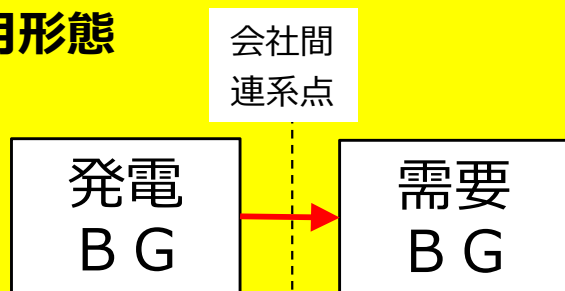
広域機関へ連系線等希望計画を提出するとともに、従来とおり、振替供給契約申込書を提出頂きます。経由する全ての一般送配電事業者と**連系線利用申込み毎に、振替（接続）供給契約の締結（契約更改）が必要**です。

- ※ 「需要 B G → 需要 B G」、「発電 B G → 発電 B G」、「需要 B G → 発電 B G」といった転売の場合、**振替供給契約**では申込み頂けません。

受給契約等にもとづく連系線利用

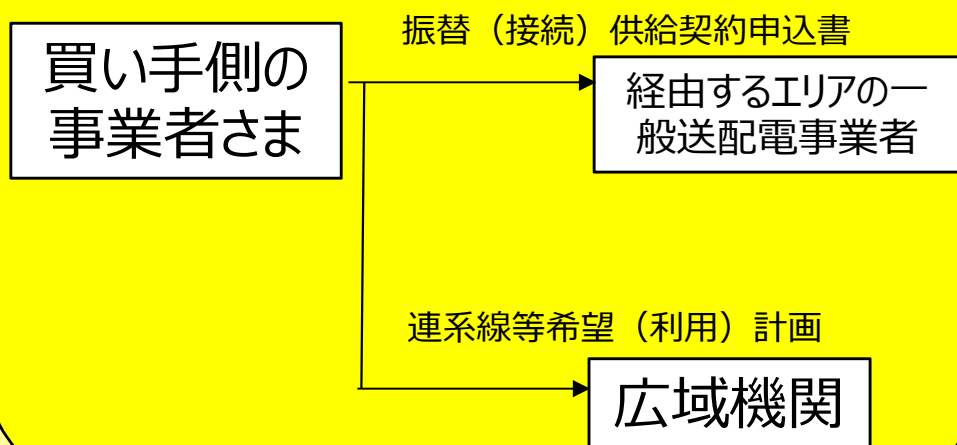
振替供給契約による連系線利用

・適用形態

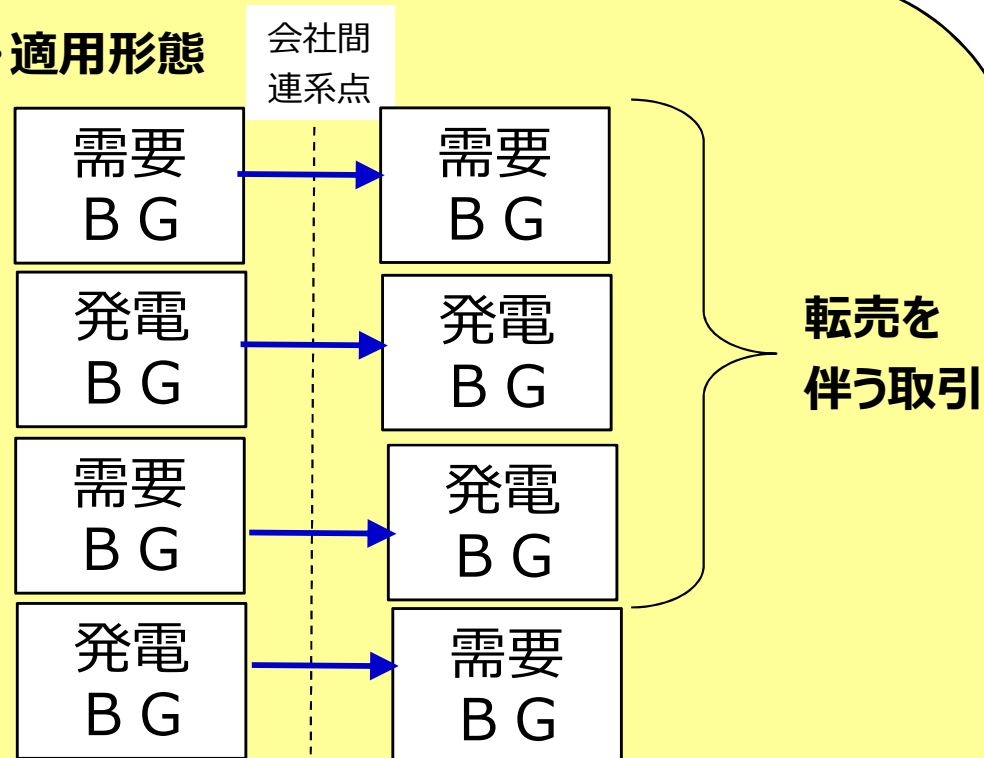


※転売を伴う取引形態では、申込み頂けません。

・申込み方法

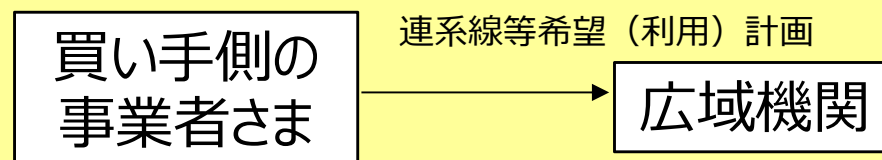


・適用形態



※全ての取引形態で、申込み頂けます。

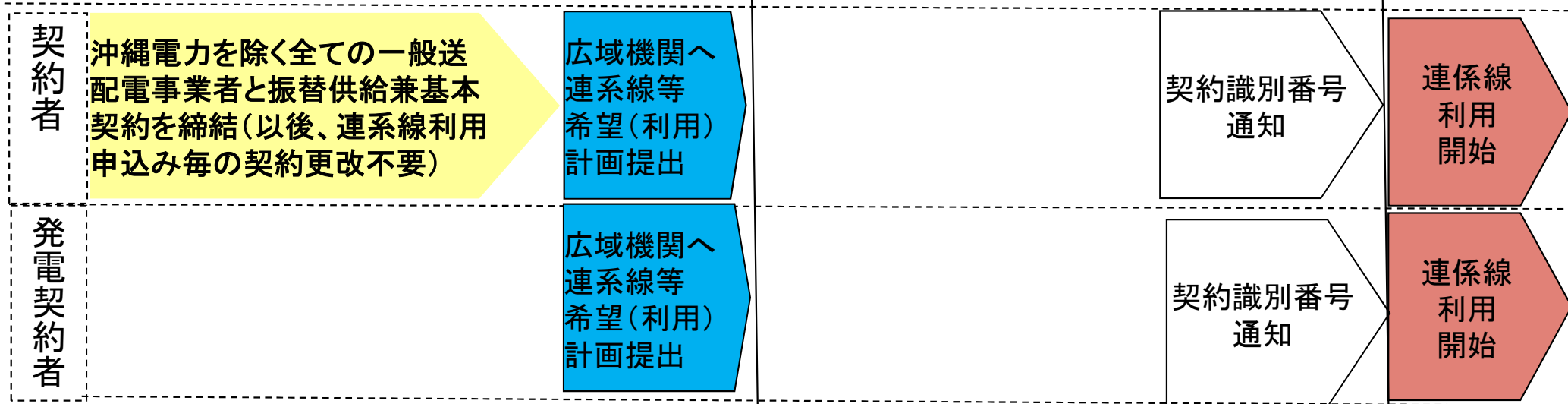
・申込み方法



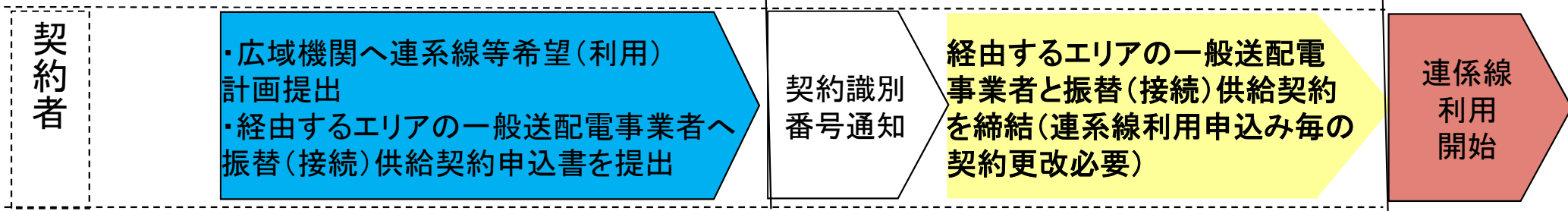
※契約者は、予め沖縄電力を除く一般送配電事業者と振替供給兼振替供給契約を締結していることが条件となります。

連系線利用申込みの流れについて

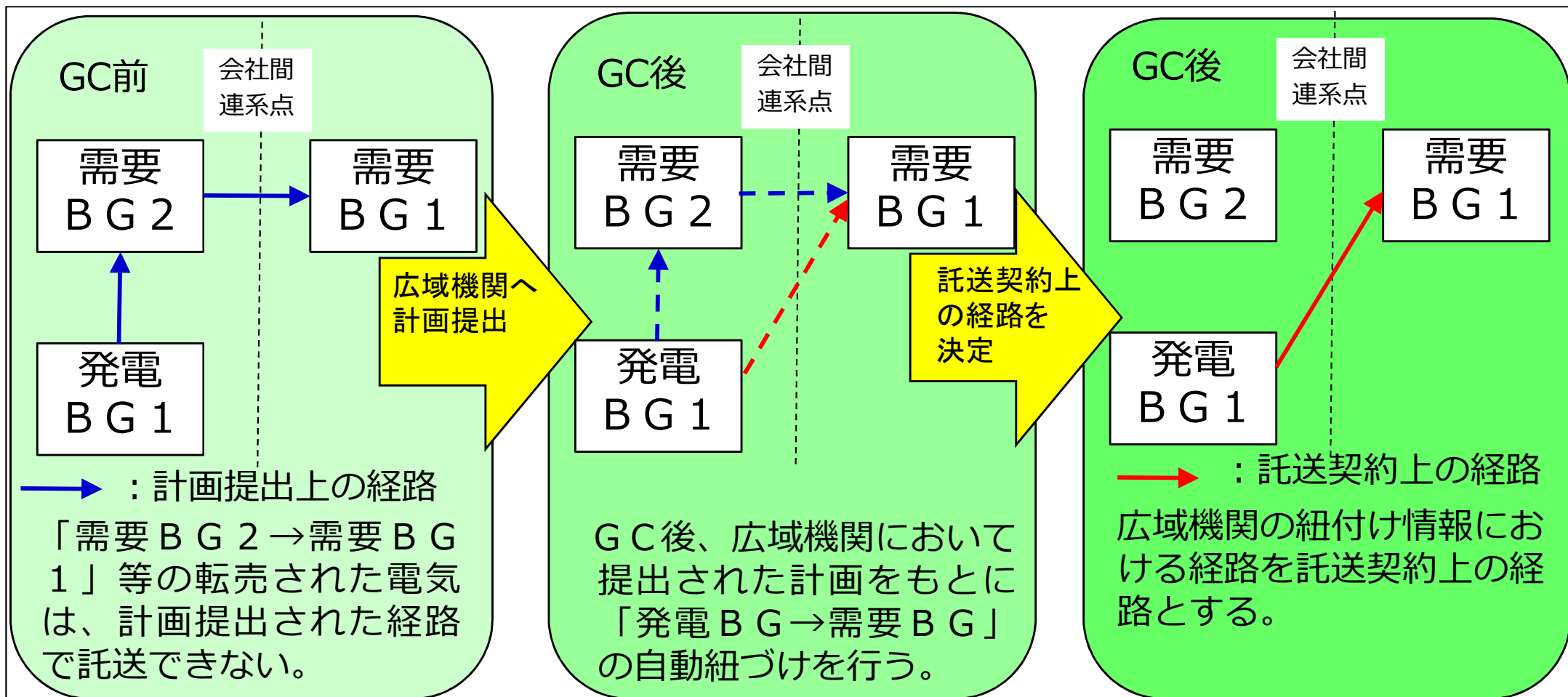
受給契約等にもとづく 連系線利用



振替供給契約



【参考】計画提出上と託送契約上の経路について

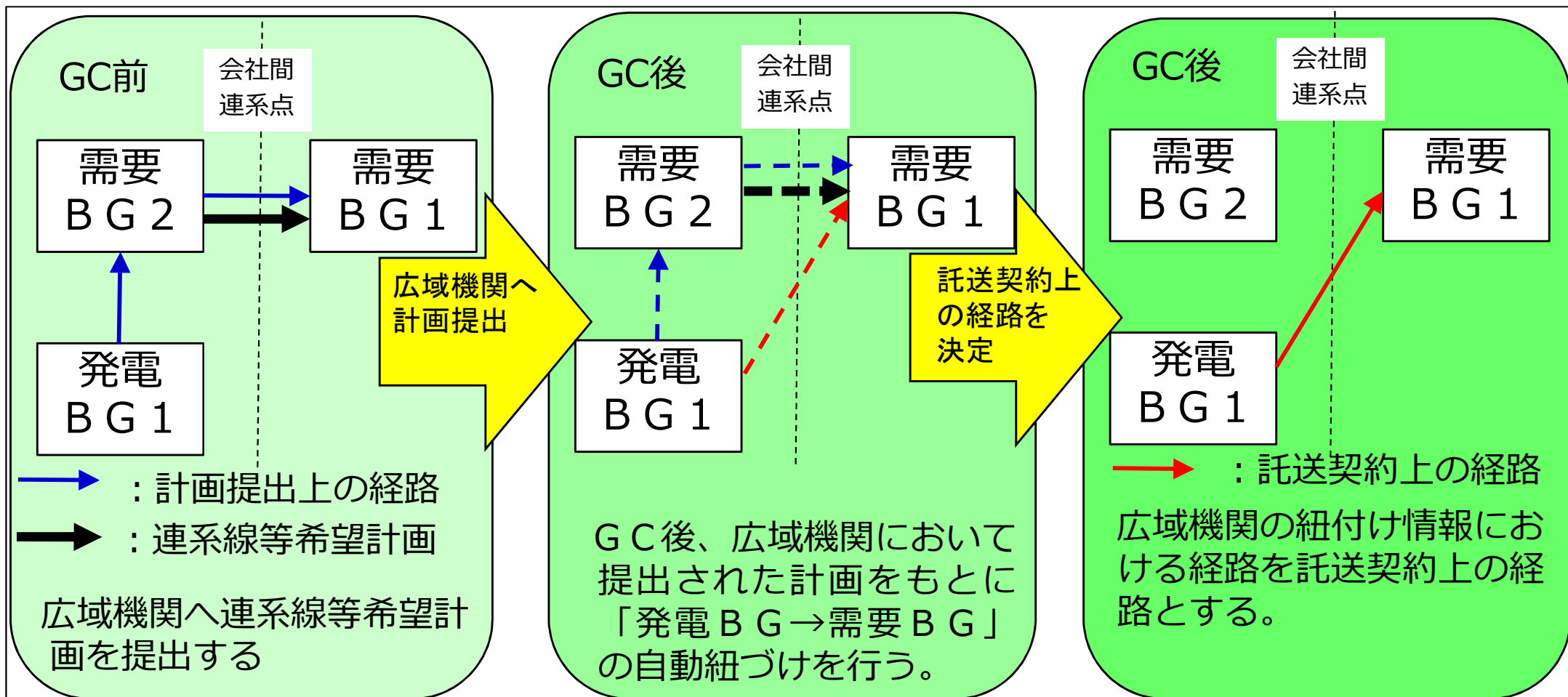


30分コマ毎、広域機関より受領した紐づけ情報の経路を託送契約上の経路とするため、振替供給兼基本契約書に下記の項目を規定。

- ・広域機関のGC（ゲートクローズ）後に決定した紐付け情報における甲の経路情報の提出によって、振替供給の実施契約の申込みをするものとします。
- ・乙が広域機関の紐付け情報における甲乙の経路情報の受領をもって、実施契約申込みを乙が承諾し、契約が成立したものとします。

振替供給兼基本契約は、沖縄電力を除く一般送配電事業者と事前に締結して頂きます。

【参考】受給契約等にもとづく連系線利用について



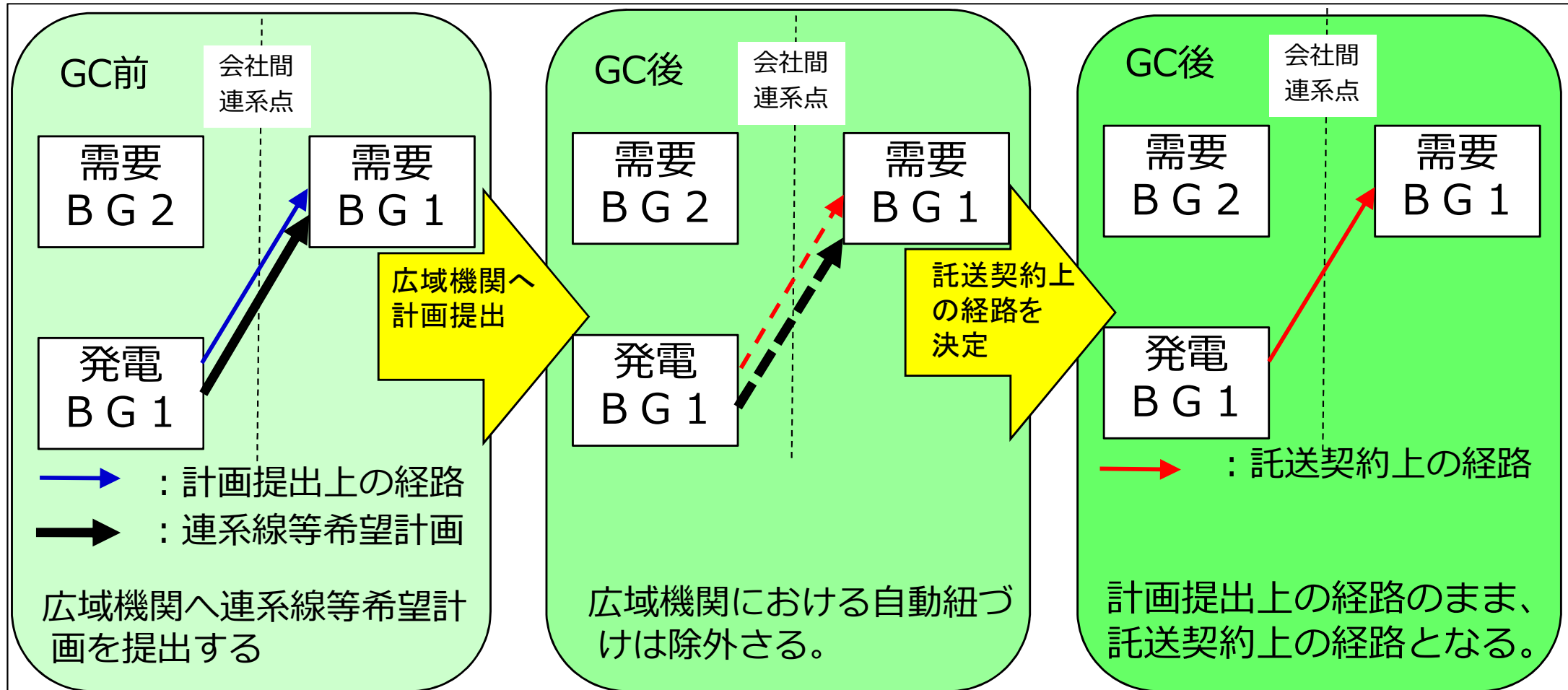
・会社間連系線を跨いで電気を転売される場合は、「受給契約等にもとづく連系線利用」として扱います（転売ではなくても、「受給契約等にもとづく連系線利用」として申込みいただけます）。

例：「需要BG→需要BG」、「発電BG→発電BG」、「需要BG→発電BG」

・広域機関から受領する経路情報を振替兼基本契約において託送契約上の経路として扱うため、連系線銘柄毎の振替供給契約の締結は不要です。（契約者は事前に振替供給兼基本契約の締結が必要です。）

・広域機関へ需要・調達計画と整合した連系線等希望計画を提出頂きます。

【参考資料】振替供給契約による連系線利用について



・転売ではない会社間連系線利用のみ、振替供給契約により申込み頂けます。

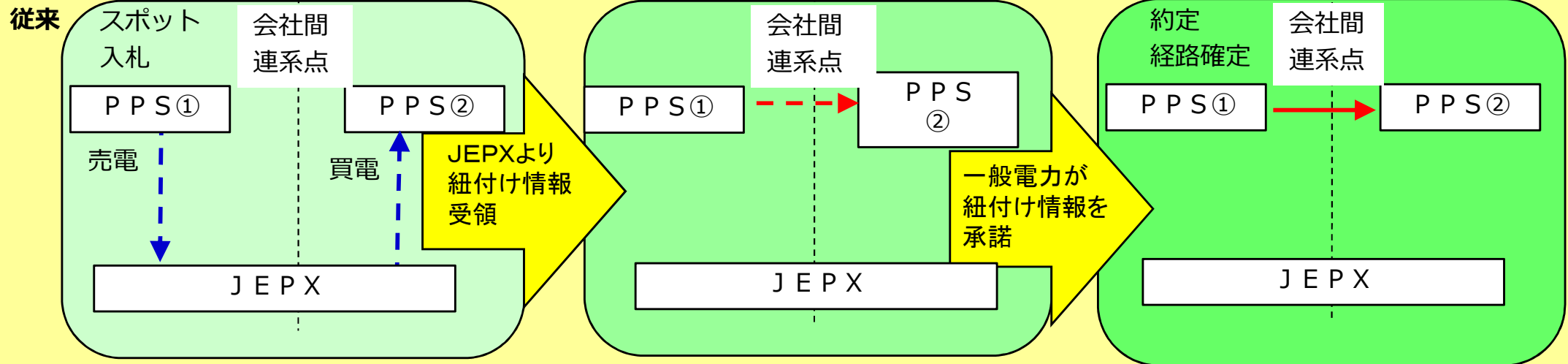
例：「発電 BG → 需要 BG」

・計画提出上の経路を託送契約上の経路とするため、経由する全てのエリアにおける一般送配電事業者と連系線銘柄毎に振替（接続）供給契約締結が必要です。

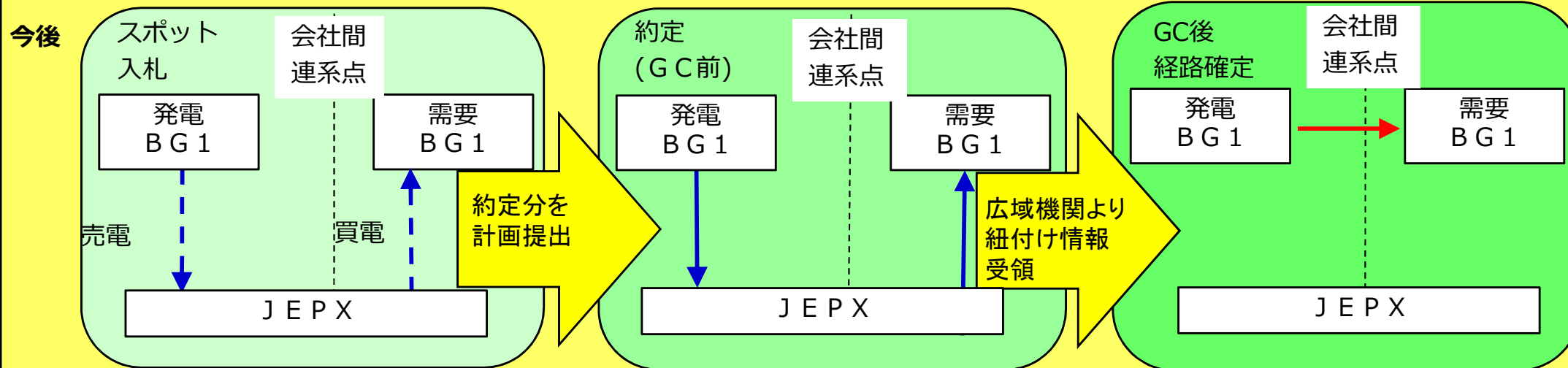
・広域機関へ需要・調達計画と整合した連系線等希望計画を提出頂きます。

また、経由する全てのエリアにおける一般送配電事業者へ書面にて振替（接続）供給契約の申込みが必要です。

【参考】スポット基本契約と振替兼基本契約について



スポット基本契約書において、JEPXから受領する紐づけ情報における経路を託送契約上の経路とすることを規定。



振替供給兼基本契約書において、広域機関から受領する紐づけ情報における経路を託送契約上の経路とすることを規定。

H28.4以降、JEPXの各種市場を利用される場合、契約者はスポット基本契約に代わり、沖縄電力を除く全ての一般送配電事業者と振替兼基本契約の締結が必要です。

F I T 特例制度を選択する場合 の注意点

特例バランシンググループの設定および運用

資源エネルギー庁 新エネルギー対策課資料「小売全面自由化に向けた固定価格買取制度の運用見直しについて」をもとに作成

- 発電バランシンググループはインバランスを算定する単位であるため、発電契約者（F I T 特例制度においては小売電気事業者）が託送供給等約款の定めに従って設定していただきます。
 - なお、適用するインバランス料金単価の差異の観点に加え、F I T に係る発電バランシンググループについては、交付金（回避可能費用、インバランスリスク）を算定する観点から、以下の表の区分に仕訳けてバランシンググループを設定していただきます。
- ※ 1 下記の表に記載されている電源種別を全て保有している場合は最低、8種類のバランシンググループの設定が必要となります。なお、F I T 特例制度を選択しないことも可能です。

回避可能費用	特例制度①		特例制度②	特例制度非適用
	変動電源 (太陽光、風力)	非変動電源（水力、 地熱、バイオマス）		
激変緩和措置	B G 1 ※ 2	B G 2	B G 3	B G 4
市場価格	B G 5 ※ 2	B G 6	B G 7	B G 8

※ 2 計画値配分における当社都合により、特例制度①においては太陽光、風力を別のバランシンググループに設定していただきたく存じますので、よろしく願いいたします。

- また、代表契約者制度により需要バランシンググループを組む複数の契約者それぞれがF I T 発電所と特定契約を締結している場合は、各契約者は発電量調整供給契約を締結し、各契約者毎にF I T 特例バランシンググループを設定していただくこととなります。

スイッチング支援システム申込みにおけるFIT特例BG設定の留意点

スイッチング支援システム取扱マニュアルをもとに作成

以下の電源についてはスイッチング支援システムでの申込み対象外となりますので、書面にて申込みください。

- ・ FIT電源以外の低圧電源
- ・ 高圧以上の電源

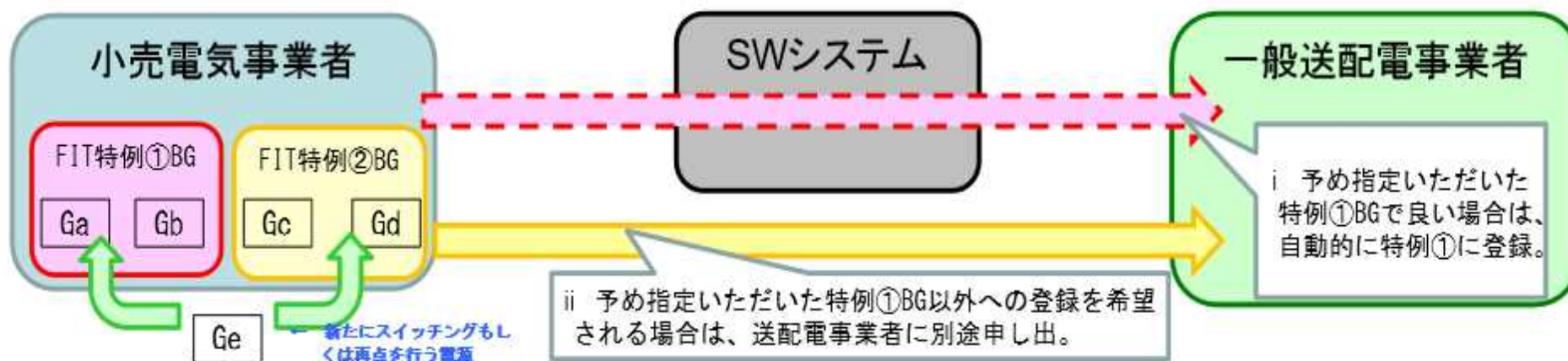
□発電バラシンググループの指定について

スイッチング支援システムを通じた各種異動申込みと同時に、発電バラシンググループ（以下、「発電BG」といいます。）を指定すること（例えば、FIT特例①の発電BGやFIT特例②の発電BGの指定）は現時点ではできません。

従いまして、以下の方法により、発電BGを指定するようにお願いします。

- ① 一般送配電事業者との発電量調整供給契約書を締結する時点で、予め発電BGを指定します。
- ② ①により予め指定した発電BGと異なる発電BGの指定を希望する場合は、一般送配電事業者に、別途申し出をしていただき、一般送配電事業者にて登録を実施します。

【イメージ：予め指定したBGが特例①BGの場合】



その他

● 混焼バイオマスに係る取扱い

【計画提出時】

- バイオマス混焼発電所については、F I T分と非F I T分に分けて発電BGの発電計画を計上して下さい。
- なお、F I T分と非F I T分のインバランスの精算は月間のバイオマス発電実績比率を用いて按分することになりますので、計画時にはその比率を想定して計画を策定することになります。

【実績確定時】

- バイオマス部分（F I T扱い）と非バイオマス部分（非F I T）の30分単位の電力量を確定する必要があるため、発電契約者は、当社へバイオマス比率を提供する必要があります。発電契約者は月間の実績が確定次第、速やかに通知願います。
 - 提出された実績のバイオマス比率に基づき、インバランス計算を行います。発電計画値は想定比率、発電実績は実際の比率に基づき、インバランス計算と精算を行います。
- ※ 託送供給等約款 附則6（5）

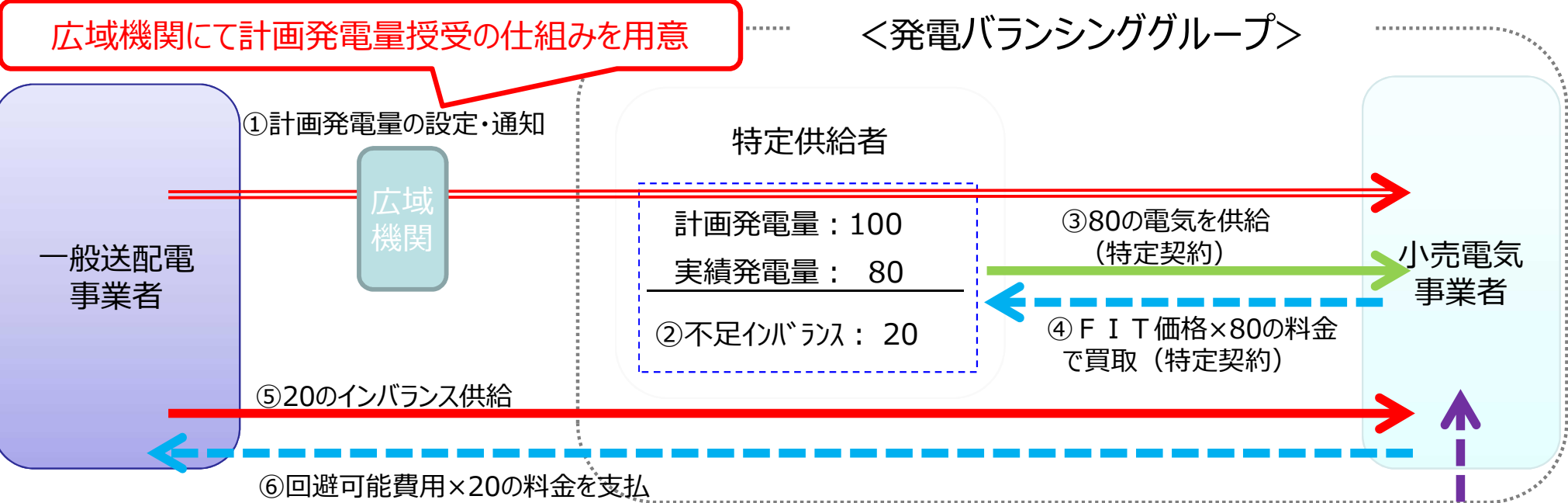
● 1発電場所が複数の特例発電バランシンググループに属する場合（部分買取）の取扱い

- 1発電場所が複数の特例発電バランシンググループに属する場合、インバランス単価が異なる特例発電バランシンググループに属することはできません。

【参考】FIT特例制度 FIT特例制度①の概要

電力広域的運営推進機関 広域機関システムに関する事業者説明会資料をもとに作成

- (太陽光および風力の場合は) 一般送配電事業者が発電計画値を作成
- インバランス単価は回避可能単価 (インバンスリスクは一般送配電事業者に帰属)
- H28.4.1以降に特定契約を締結する混焼バイオマス (地域資源バイオマスを除く) は対象外



	電気の流れ	支払	収入	収支合計
特定供給者	80を供給	-	80×FIT価格	+80×FIT価格
小売電気事業者	100を調達	80×FIT価格 20×回避可能費用	80×交付金 (※)	▲100×回避可能費用
一般送配電事業者	20を供給	-	20×回避可能費用	+20×回避可能費用
費用負担調整機関	-	80×交付金 (※)	(サーチャージ)	▲80×交付金 (※)

⑦交付金(※)×80を支払

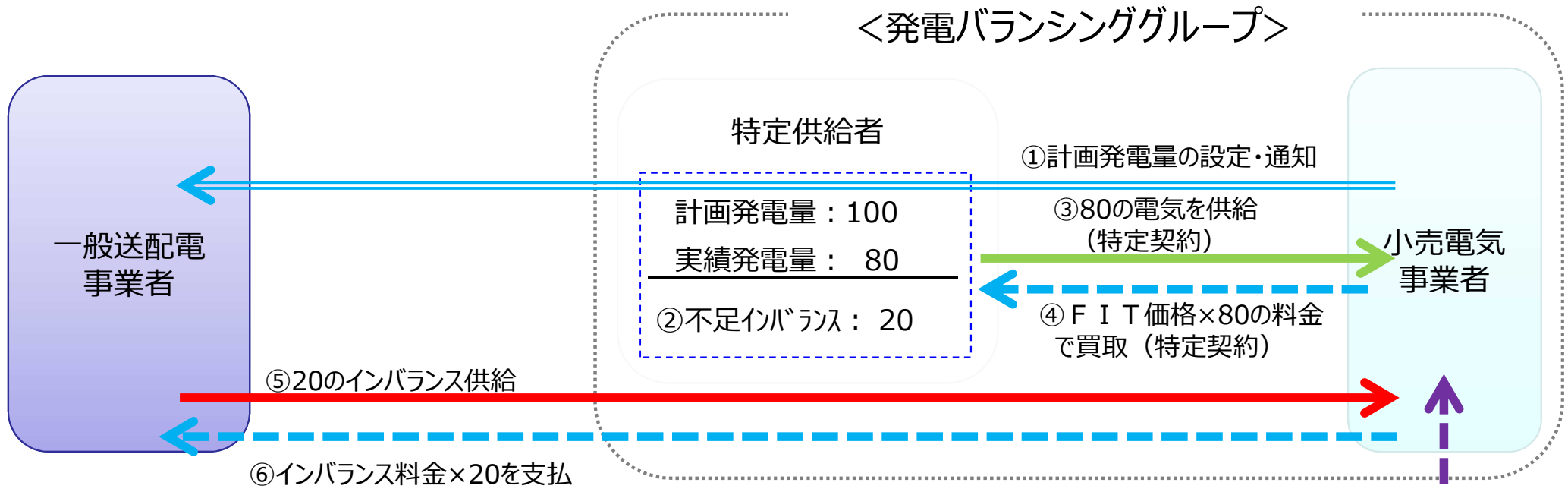
費用負担調整機関

※交付金 = FIT価格 - 回避可能費用

【参考】FIT特例制度 FIT特例制度②の概要

電力広域的運営推進機関広域機関システムに関する事業者説明会資料をもとに作成

- 発電計画は発電バランシンググループ単位で作成
- インバンス単価は通常の単価とする（インバンスリスクは小売電気事業者に帰属）
- すべての再生可能エネルギーが対象



	電気の流れ	支払	収入	収支合計
特定供給者	80を供給	-	80×FIT価格	+80×FIT価格
小売電気事業者	100を調達	80×FIT価格 20×インバンス料金	80×交付金(※)	▲80×回避可能費用 ▲20×インバンス料金
一般送配電事業者	20を供給	-	20×インバンス料金	+20×インバンス料金
費用負担調整機関	-	80×交付金(※)	(サーチャージ)	▲80×交付金(※)

⑦交付金(※)×80を支払

費用負担調整機関

※交付金 = FIT価格 - 回避可能費用

【参考】FIT 特例制度 インバランスリスクの概要

総合資源エネルギー調査会 省エネルギー・新エネルギー分科会 新エネルギー小委員会
買取制度ワーキンググループ（第5回）資料をもとに作成

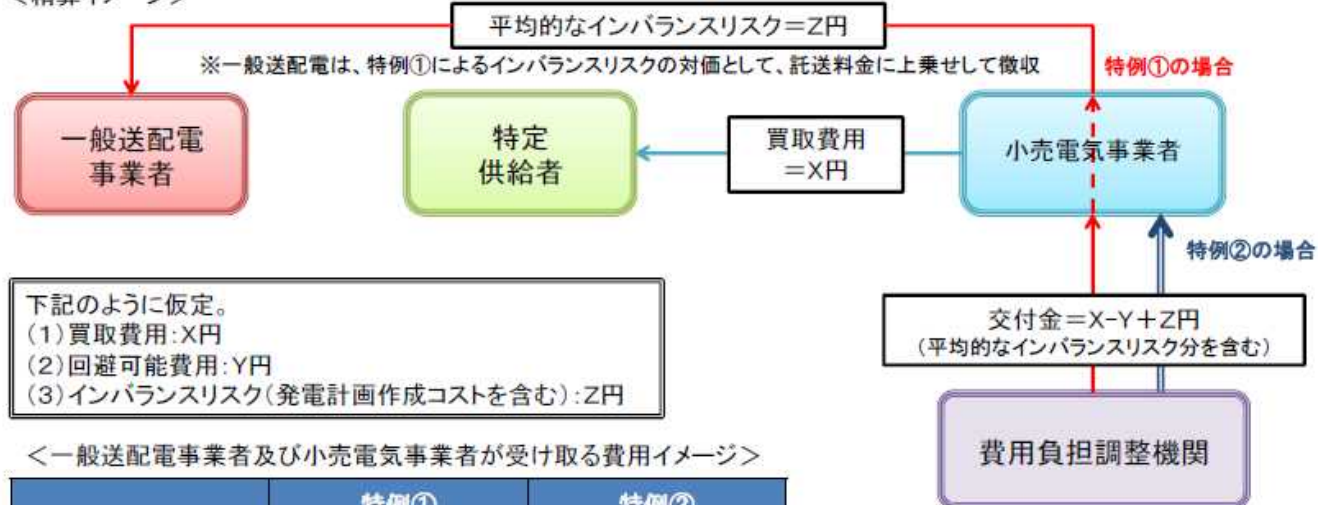
特例制度①・②では、通常のインバランス料金と回避可能費用との差額をインバランスリスク料として費用負担調整機関から交付されることとなりますが、特例制度①では小売電気事業者はインバランスリスクを負わないため、当該料金は託送供給に係る料金にあわせて負担することとなります。（特例制度②の場合は小売電気事業者がインバランスリスクを負うことから当該料金の負担は不要です。）

なお、インバランスリスクの請求は、発電量調整供給契約に係るインバランス料金とあわせて行います。

4-1(2) FITインバランス特例①、②におけるインバランスリスク等の精算方法(イメージ)

- 原則ケースからの乖離が生じる発電計画作成コストとインバランスリスク(インバランスリスク等)について、回避可能費用以外で調整する負担スキーム案は下記の通り。
- 具体的には、費用負担調整機関がインバランスリスク等に相当する額を含む交付金を一旦小売電気事業者に交付し、特例②においては小売電気事業者がインバランスリスク分もそのまま受領。特例①においては、小売電気事業者から一般送配電事業者に対しインバランスリスク等に相当する額を託送料金支払の際に併せて精算を行うスキームとしてはどうか。

<精算イメージ>



下記のように仮定。
 (1) 買取費用: X円
 (2) 回避可能費用: Y円
 (3) インバランスリスク(発電計画作成コストを含む): Z円

<一般送配電事業者及び小売電気事業者が受け取る費用イメージ>

	特例①	特例②
一般送配電事業者	Z	(なし)
小売電気事業者	X - Y	X - Y + Z

【参考】激変緩和措置の対象について

資源エネルギー庁 新エネルギー対策課資料「小売全面自由化に向けた固定価格買取制度の運用見直しについて」をもとに作成

2-5. 激変緩和措置の適用を受けられるケース

■ 激変緩和措置の適用を受けられるケースは下記のとおり。

- (1) 改正省令等の施行の際、運転開始しており、特定契約に基づき売電を開始しているケース
- (2) 改正省令等の施行の際、運転開始には至っていないが、公布日より前に特定契約と接続契約の両方を締結したケース

